【概要版】コンプライアンスハンドブック〔第７版〕

総務局監察部監察課

**Ⅰ コンプライアンスの意味**

職員に求められるコンプライアンスとは、「法令等をしっかり守ることを基本とし、全体の奉仕者として、法令の奥にある市民の要請を理解し、これに応えていくこと」です。

**Ⅱ コンプライアンス違反を起こさせないために**

「風通しの良い職場づくり」は職場でコンプライアンス違反を起こさせない仕組みが機能するための基礎であり、上司からのコンプライアンスメッセージの発信が効果的です。

**Ⅲ コンプライアンス違反を起こさないために**

コンプライアンス確保のためには、コンプライアンスを自分のこととして受け止め、日々の業務でコンプライアンスを意識することが重要です。

◆コンプライアンス意識向上のための重要項目

個人情報をしっかり守ります

市民の権利や利益を守るため、個人情報を適正に取り扱うことが重要です。

業務の公平性を保ちます

市民から信頼されるためには、「全体の奉仕者」として法令等に基づいて業務を公平・中立に行うだけでなく、不公平だと疑われるような行動を避けなければなりません。

ルールと前例を適宜見直します

市内部のルールや前例は、法令等や市民感覚の観点から、常に妥当なものであるかを点検し、改正等が行われる度に適切に修正することが大切です。

コスト意識をもち、業務にあたります

業務をするときは、「コスト意識」をもち、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければなりません。

不適正な事務を防止します

不適正な事務を防止するためには、業務の手順のルール化や進捗状況のチェック体制の強化、不適正な事務が起こったときの迅速な対応など、組織としての仕組みづくりが必要です。

難しい事案は組織で取り組みます

難しい事案への対応で重要なのは、自分一人で抱えこんだり一人に対応させたりせず、組織として取り組むことであり、早めの相談と風通しの良い職場づくりが大切です。

市民への説明責任を果たします

情報をオープンにして市政運営の透明性を向上させ、市民への説明責任を果たすことは、コンプライアンス確保、ひいては市政に対する信頼の確保につながります。

**Ⅳ 大阪市におけるコンプライアンス確保の取組**

大阪市では、公正な市政の運営を図り、もって市政に対する市民の信頼を確保することを目的に、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」を定めています。

公益通報制度

公益通報制度は、職員等の職務の執行に関する違法又は不適正な事実の通報を受け付け、調査結果に応じて是正・再発防止に取り組み、コンプライアンスを確保する制度です。

公益通報者保護法に基づく公益通報

大阪市では、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に基づく公益通報以外にも、公益通報者保護法に基づく公益通報（内部の職員等からの公益通報及び外部の労働者等からの公益通報）を受け付けています。